

令和6年6月10日

## 人事院事務総長

## 給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和6年6月10日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第37条関係	第37条関係
1～11（略）	1～11（略）
12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲	12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲

げる事由とする。

(1)～(11) (略)

(12) 出入国管理及び難民認定法  
(昭和26年政令第319  
号)第55条の17第1項第  
1号に該当する場合における  
同項の規定による承認

(13)～(22) (略)

(削る)

(23)～(26) (略)

(削る)

(削る)

げる事由とする。

(1)～(11) (略)

(新設)

(12)～(21) (略)

(22) 令和三年オリンピック・  
パラリンピック特措法第17  
条第1項の規定による派遣

(23)～(26) (略)

(27) 令和2年人事院指令14  
—1 (新型コロナウイルス感  
染症に係る抗体検査を受ける  
場合における職員の職務に専  
念する義務の免除に関する臨  
時措置について)第1項の規  
定による勤務しないことの承  
認

(28) 令和3年人事院指令14—  
2 (新型コロナウイルス感染  
症に係る予防接種を受ける場  
合等における職員の職務に専  
念する義務の免除に関する臨  
時措置について)第1項の規

13～18 (略)

経験年数換算表関係

1・2 (略)

(削る)

定による勤務しないことの承認

13～18 (略)

経験年数換算表関係

1・2 (略)

3 国家公務員退職手当法施行令

附則第3項第3号に掲げる「日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社、旧日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社の事業と同種の事業を行つていたもので内閣総理大臣の指定するもの」の職員としての在職期間を有する者に経験年数換算表を適用する場合には、当該在職期間を同表の「外国政府の職員」としての在職期間として取り扱うことができる。

<u>3</u> · <u>4</u> (略)	<u>4</u> · <u>5</u> (略)
-------------------------	-------------------------

以 上